

保険外併用療養費について

特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

ご利用の方は、入院費の他に1日につき以下の料金が加算されます。

<input type="checkbox"/> 個室 A 22,000 円 (税込)	621 号室・721 号室 728 号室	設備： シャワー、トイレ、 洗面	3 床
<input type="checkbox"/> 個室 B 13,200 円 (税込)	701 号室・702 号室 703 号室・705 号室 801 号室・802 号室 803 号室・805 号室 901 号室・902 号室 903 号室・905 号室 1003 号室・1005 号室	設備： トイレ、洗面、 電話	14 床
<input type="checkbox"/> 個室 C 11,000 円 (税込)	628 号室	設備： 洗面、電話	1 床
	731 号室	設備： 洗面、応接セット	1 床
<input type="checkbox"/> 2 人部屋 5,500 円 (税込)	622 号室・623 号室 624 号室・625 号室 626 号室・627 号室 629 号室・630 号室 631 号室・722 号室 723 号室・724 号室 725 号室・726 号室 727 号室・729 号室 730 号室・813 号室 913 号室・1013 号室		40 床

初診、再診時に係る費用の徴収

当院は 200 床以上の紹介受診重点医療機関です。

保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として、患者さんの病状その他の患者さんの事情に応じた適切な他の保険医療機関を紹介しております。

他の保険医療機関等からの紹介を持たずに初診で受診された場合は、選定療養として、初診時に 7,000 円（税込）をご負担いただきます。

また、当院から他の医療機関へ紹介状を交付したのち患者さん希望で当院を受診された患者さんについては、選定療養として、再診時に 3,000 円（税込）をご負担いただきます。

ただし、緊急その他やむを得ない事情の場合はこの限りではありません。

入院期間が 180 日を超える入院に関する事項

入院期間が 180 日を超える入院については、厚生労働省が定める状態にある患者さんを除き、保険外併用療養費として以下のとおり申し受けます。

急性期一般入院料 1 （1 日につき 2,783 円）

特別入院基本料 （1 日につき 1,012 円）

※通算対象入院料の基本点数の 15%相当

長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

長期収載品を患者さん自身で希望した場合、選定療養費として自己負担が発生いたします。

【対象】

- ・ 院外処方、院内処方（外来患者さん）
- ・ 後発医薬品が市販されて 5 年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換え率が 50% 以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

- ・ 医師が医療上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合
- ・ 入院中の患者さんへ処方した場合
- ・ 後発医薬品の提供が困難な場合

【自己負担額】

- ・ 長期収載品の金額と後発医薬品内での最高価格との価格差の 4 分の 1

※選定療養費には別途消費税も必要となります。

※選定療養費のお支払いは、院外処方の場合は調剤薬局、院内処方の場合は当院となります。

※国や地方単独の公費負担医療制度（指定難病・重度・ひとり親などの医療費受給者証をお持ちの方）をご利用の場合も負担の対象となります。